

基安化発第 0613001 号

平成 17 年 6 月 13 日

せんい強化セメント板協会会長 殿

厚生労働省労働基準局

安全衛生部化学物質対策課長

石綿を含有する建材の在庫品の販売の自粛について

労働安全衛生行政の推進につきましては、平素よりご理解・ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、石綿を含有する建材については、平成 15 年 11 月 19 日付け基発第 1119005 号「石綿含有製品の製造等禁止に係る労働安全衛生法施行令の改正について」により、改正政令の施行日である平成 16 年 10 月 1 日までに在庫品を残さないように要請していたところで

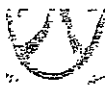
す。施行日前に製造され、又は輸入された製品については、施行日以降も譲渡、提供ができませんこととされていますが、石綿の有する有害性、石綿を含有する建材の製造等が禁止された趣旨に鑑みると、施行日以前に製造された石綿を含有する建材についても、譲渡、提供しないようにすることが望まれるところです。

つきましては、これが趣旨をご理解のうえ、在庫品について下記のとおり取り扱われ、その旨貴協会会員に周知徹底されるようお願いいたします。

なお、建材の販売先に対しても、本取扱いについて必要な周知を図られるよう併せてお願いいたします。

記

- 1 在庫品の販売は、補修に使用されるものに限ること。
- 2 補修に使用されるものの販売については、平成 18 年 3 月 31 日をもって終了すること。



基安化発第 0613001 号

平成 17 年 6 月 13 日

日本窯業外装材協会会長 殿

厚生労働省労働基準局

安全衛生部化学物質対策課長

石綿を含有する建材の在庫品の販売の自粛について

労働安全衛生行政の推進につきましては、平素よりご理解・ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、石綿を含有する建材については、平成 15 年 11 月 19 日付け基発第 1119005 号「石綿含有製品の製造等禁止に係る労働安全衛生法施行令の改正について」により、改正政令の施行日である平成 16 年 10 月 1 日までに在庫品を残さないように要請していたところで

す。施行日前に製造され、又は輸入された製品については、施行日以降も譲渡、提供が出来ることとされていますが、石綿の有する有害性、石綿を含有する建材の製造等が禁止された趣旨に鑑みると、施行日以前に製造された石綿を含有する建材についても、譲渡、提供しないようにすることが望まれるところです。

つきましては、これが趣旨をご理解のうえ、在庫品について下記のとおり取り扱われ、その旨貴協会会員に周知徹底されるようお願いいたします。

なお、建材の販売先に対しても、本取扱いについて必要な周知を図られるよう併せてお願いいたします。

記

- 1 在庫品の販売は、補修に使用されるものに限ること。
- 2 補修に使用されるものの販売については、平成 18 年 3 月 31 日をもって終了すること。



基安化発第 0613002 号

平成 17 年 6 月 13 日

都道府県労働局労働基準部

労働衛生主務課長 殿

厚生労働省労働基準局

安全衛生部化学物質対策課長

(公 印 省 略)

石綿を含有する建材の在庫品の販売の自粛について

平成 15 年 10 月 16 日に公布された「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令」(平成 15 年政令第 457 号。以下「改正政令」という。)により、石綿を含有する建材、摩擦材及び接着剤の製造等が平成 16 年 10 月 1 日(以下「施行日」という。)より禁止されたが、改正政令附則第 2 条第 1 項の規定により、施行日前に製造され、又は輸入された製品については適用が除外されているところである。

しかしながら、石綿の有する有害性、石綿を含有する製品の製造等が禁止された趣旨に鑑みると、これらの製品についても、譲渡、提供しないようにすることが望まれるところであり、今般、別添のとおり関係団体に対し、施行日前に製造された在庫品の販売の自粛について要請したところであるので、了知されたい。

基安化発第 0613001 号

平成 17 年 6 月 13 日

せんい強化セメント板協会会長 } 殿
日本窯業外装材協会会長 }

厚生労働省労働基準局

安全衛生部化学物質対策課長

石綿を含有する建材の在庫品の販売の自粛について

労働安全衛生行政の推進につきましては、平素よりご理解・ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、石綿を含有する建材については、平成 15 年 11 月 19 日付け基発第 1119005 号「石綿含有製品の製造等禁止に係る労働安全衛生法施行令の改正について」により、改正政令の施行日である平成 16 年 10 月 1 日までに在庫品を残さないように要請していたところで

す。施行日前に製造され、又は輸入された製品については、施行日以降も譲渡、提供ができることとされていますが、石綿の有する有害性、石綿を含有する建材の製造等が禁止された趣旨に鑑みると、施行日以前に製造された石綿を含有する建材についても、譲渡、提供しないようにすることが望まれるところです。

つきましては、これが趣旨をご理解のうえ、在庫品について下記のとおり取り扱われ、その旨貴協会会員に周知徹底されるようお願いいたします。

なお、建材の販売先に対しても、本取扱いについて必要な周知を図られるよう併せてお願いいたします。

記

- 1 在庫品の販売は、補修に使用されるものに限ること。
- 2 補修に使用されるものの販売については、平成 18 年 3 月 31 日をもって終了すること。